

## 第 8 回 会 議 議 事 録

1 開催日時 平成25年3月14日(木) 午後1時00分から3時30分まで

2 場 所 京都平安ホテル「白河の間」

3 出席委員 (33名中23名出席)

粟津委員、松田代理委員、菅生代理委員、上原委員、内川委員、大澤委員、木村委員、小森委員、初宿委員、関 委員、野々村代理委員、民谷委員、辻村委員、中村代理委員、北村代理委員、藤井委員、細田委員、宮部委員、向井仲委員、村田委員、矢吹委員、山条委員、山本委員

### 4 内 容

#### (1) あいさつ

#### (2) 議題 「中間まとめ」の取りまとめについて

○初宿座長：それではよろしくお願ひいたします。本日も前回までと同様に、次第に従い進めてまいります。

本日は、「中間まとめ」の取りまとめが議題でございます。まず最初にこの「中間まとめ案」、これは前回の議論で修正を加えたものでございますが、この案について事務局から説明をいただき、その後、意見交換を行うという手順といたします。大体2時ぐらいを目途に一旦休憩を入れて、休憩後も引き続き議論をすると、こういう形で進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

先ほど薮副部長のごあいさつにありましたけれども、中間まとめにつきましては、今日の会議で取りまとめを行って、次回の会議からはこの中間まとめでは意見がまとまっていない論点も含めて、条例の構成や内容の検討に入りたいと考えております。そこで本日は、前回の会議でのご意見を踏まえた修正点の確認を中心にご意見をちょうだいしたいと思います。

それでは事務局から、お手元の「中間まとめ案」につきまして、前回の会議からの修正点を中心に説明をしてください。

#### (高宮障害者支援課長から資料1の説明)

○初宿座長：ありがとうございました。それでは、みなさんからご意見をいただく前に、去る3月4日に当事者団体などで主催された検討部会が開催されておりますので、この時の議論の内容についてご報告いただきたいと思います。山本委員からよかったでしょうか。よろしくお願ひします。

○山本委員：よろしくお願ひします。山本です。

まず、年度末のとても忙しい時期に部会を開いていただいたり、部会の意見を反映して、今報告があったような形で、まとめ案にさっそく加筆もしていただいております。ありがとうございます。

部会での報告を受けて、大抵、訂正を入れていただいておりますが、部会の方でもとても大事な点と話し合った意見なので、重複をする部分もありますが報告させていただきます。お手元のほ

うに「第9回障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都条例づくりの部会報告」という資料があるかと思いますが、それを見ながらの報告とさせていただきます。

まず、分野別で話し合いをまとめさせていただいているのですが、しっかりまとめていただいているので、是非読んでいただきたくのですが、簡単に報告させていただきます。

医療分野は、人格の尊重、自己決定の意志の権利を最大限尊重されるということを項目に付け加えてもらいたいと思います。それから、施設や病院の中というのは隔離される状況になりますので、外部からの風というのが必要になるかと思っています。その外からの風であるとか、施設や病院の中から申し立てができるような環境を作ることで、差別・虐待の実態を明らかにして未然に防ぐことができるんじゃないかという話をさせていただきました。ここは私も意見書を提出していますので、後ほど聞いていただこうと思います。

それから教育の部分に関しても、大分付け加えていただいたかと思うんですけども、やはり学校を選択していくときに、やはり学校からの説得ということになる形が多いので、そうならないように、意志を尊重できるような形をきっちり明記しておくことが必要じゃないかということを話し合いました。

それから、住宅に関しましても、少し先ほど触れていただきましたが、施設コンフリクトの部分で、建築の反対であるとか、それから入居後の退去の問題があるということを話し合いました。

情報・コミュニケーションの部分では、盲ろうの場合の事例というのがありまして、やはり重複障害の問題ですね、聴覚障害という部分での手話の通訳ができるということがあったとしても、そこに視覚障害が加わり盲ろうの重複障害になると、触手話などの環境整備はされていない点が指摘されました。また、視覚障害の方より、お店に入るとき動物アシストという部分で、店に入れないということもあるので、そういうこともきっちり条例の中で明記していく必要があるんじゃないかという意見が出ております。

それから、障害のある女性という部分に関しまして、大卒のところ掲載していただいているんですが、やはり一番大きかったのは、分野別のところに「その他」という形になると、やっぱり「その他扱い」になってしまうというのが、どうだろうかということを話し合いました。独立した分野で、今まで軽視されてきたからこそある問題なので、独立して取り扱うことで啓発の効果になるんじゃないか、是非とも分野の項目として挙げていただきたいということで、今回挙げていただいたということがあります。このあたりのことに関しては、村田委員の方からも意見書が出ていますので、後ほどまた話し合っていきたいなと思います。

その他という分野に関しまして、先ほど高宮課長からもありましたけども、政治参加や家族形成についての部分がとても大事で、部会の中でもこの選挙権であるとか、選挙をしたいがなかなか行けない現状であるとか、家族ということで、なかなか今までの条例の中では踏み込めないところというので、取り上げられてこなかったということがあげられます。やはりこの家族という部分によって、社会参加のところで悩みや悔しい思いがあったりとか、言葉にできない思いがあるということを、きっちり表に出していくことで、確認していくことが必要じゃないかと思います。それから、性についてですね、男性、女性という部分です。例えばトイレですね、障害者用トイレは、共同のトイレ、多目的トイレという形になってまして、男性が女性側の多目的トイレに行かざるを得ないときに、とても使いにくいことであるとか、そういったところの配慮が欠けているという部分も含め、性という部分も含めて条例の中でみんなで考えていく機会にする必要があるんじゃないかという話もさせていただきました。

それから、本当の「その他」ですね、これからいろんな分野での障害ということであるとか、時代が変わっていく中でいろんなことが起こってくると思うので、そういったマイノリティーの人たちがきちっと救われていくという意味でも、その他という項目を入れていく必要があるんじゃないかということを話し合いました。

それから、こういったものをずっと話し合っていく中で、やはり相談機関であるとか第三者機

関というものの存在がとても大きいものになるので、もう少し検討会議の中で具体的にどういう形のものを作っていくかであるとか、誰が参加するかという部分で、障害当事者であるとか女性障害者であるとか、若しくは外国の方であるとか、そういった人たちの参加ということも、きっちり考えていく必要があるんじゃないかということをお話ししました。

それから、条例の名称についても、これも矢吹委員の方からも意見書が出ておりますが、やはり今までの中で経過ということを考えていったときに、どういったことが書かれている条例なのかということが、見て分かるようなものにしなくてはいけないので、抽象的な形ではなくて、きっちり差別という言葉を示すのであるとか、内容を分かるようなものにしていく必要があるんじゃないかと、これに関しても今後の検討会議の中できっちり話し合っていければということをお話ししました。

京都は過去の福祉制度においても全国をリードして進められてきた経過があるということなので、条例のところの内容の部分で、是非とも全国をリードするような内容になったらいいかなと思いますので、こういった意見を踏まえて、今後みんなで話し合っていければいいかなと思います。部会の報告でした。

**○初宿座長：**ありがとうございました。それでは、ただいまの山本委員からの報告の内容も含め、皆様からこの中間まとめの案につきまして、ご意見、ご質問等をどなたからでも、また、どこの部分からでも結構ですので、どうぞおっしゃってください。よろしくお願いします。

**○内川委員：**京都府聴覚障害者協会の内川です。

先ほど京都府からお話いただきました中間まとめ案について、読ませていただいたのですが、一番心配なところは教育についてです。なぜかと言いますと、インクルーシブ教育とありますが、以前にも意見書を提出いたしました、それが反映されていません。盲又はろう、又は盲ろう者は、きちっと専門性を持った教育機関で教育を受けるべきだという意見を出させていただきましたけれども、読みますと、「インクルーシブ教育を進める」という書き方だけで、視覚障害、聴覚障害、盲ろう者の専門性のところが載っていないように思われます。障害者権利条約も確認しましたが、障害者権利条約にもきちっと、聞こえない者のアイデンティティを育てるために、共に教育は、盲、ろう、盲ろう者きちっと専門性のある教育機関で教育を受ける権利があるとはっきり明記されています。それを是非中間まとめ案の中にもきちっと入れていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

**○高宮障害者支援課長：**中間まとめの16頁を見ていただきますと、「聴覚障害のある人が大学を卒業して社会に出てから孤立という問題が出ており、聾学校で手話を習得し、専門的な教育を受けることも重要であるとの意見があった」ということで、内川委員がおっしゃられた意見についてはしっかり書かせていただいております。

**○内川委員：**先ほど話がありました、留意事項ということで書いてはいただいておりますが、教育分野の中で、項目に入れていただきたいという意味で提案させていただきました。この部分の中ではちょっと読んだだけではわかりにくいところがありますので、今後の検討課題として入れていただきたいと思えます。

**○高宮課長：**どのレベルの項目のことをおっしゃってるんでしょうか。

**○内川委員：**私のイメージとしましては、障害者差別禁止条例の中に、きちっと教育分野の中で、インクルーシブ教育を進めるという項目があると同じように、聞こえない人、また盲ろうの人、視覚障害の人は専門性のある教育機関で教育を受ける、まあ並列といいますか、同じ条件で入れていただきたい。補足という形で入っているというイメージはなかったんですけれども。あらためて意見書としてまとめてお出ししたいと思います。よろしいでしょうか。

**○初宿座長：**それでいいですか。中間まとめの最終的な文章をまとめる段階で、場合によったらそれを入れ込んでいただくということで。

**○高宮障害者支援課長：**内川委員とよく調整をさせていただきたいと思えます。

○内川委員：わかりました。

○初宿座長：おそらく、この16ページのウの中の、○印のレベルをという、「他方」というのでインクルーシブ教育推進の中で書いてしまうのではなくて、○印で挙げて欲しいというご主旨かなと、推測をしますが、そういうご意見と伺ってよろしいですか。

○内川委員：言いたいことは、教育分野の中で、注意事項ではなくて、きちっと専門性のあるところで教育を受けさせないと、インクルーシブ教育みたいに聞こえる人の学校へ行ってしまうようなイメージにとらわれるのではないかなという危機感を持っています。実際に見て、盲ろう者は盲ろう者の専門性、視覚障害者は視覚障害者、聴覚障害者は聴覚障害者の専門のところで教育を受けるべきだということを、はっきりと載せていただきたいということです。実際に私の見落としとしていたところもあるんですけども。申し訳なかったです。

○初宿座長：では、今の点はあらためて文章で出していただいて、どういうふうに表現するか、また事務局で検討していただいて、私もまた見せていただきたいと思います。ご意見の趣旨はわかりました。

○木村委員：京都重症心身障害（児）者を守る会の木村と申します。25頁の上段から5行目くらいになるかと思いますが、「障害者基本法においても、全ての障害のある人が、基本的人権を享有する個人として尊重され、どこで誰と生活するかの選択の機会」ということで、文言が書かれています。障害者基本法の第3条1項2号には、その前に「可能な限り」という文言が入っていますが、抜けてる理由は何かございますでしょうか。

守る会では、この障害者基本法を国で作られる時に、この「可能な限り」という条文を入れないと、施設、施設入所を否定されるように理解されてしまうということで、この「可能な限り」というのを、この条文の中に入れていただくようお願いした経過がございますので、「可能な限り」という文言を入れていただければありがたいと考えております。

○高宮障害者支援課長：障害者基本法の条文を引いている場所ですので、他の委員の方にご異論なければ入れたいと思います。

○野々村代理委員：京都府視覚障害者協会の野々村と申します。木村委員がおっしゃった危惧というのは、そういう方もおられるかと思うんですけども、どこで誰が住むかという権利があるということは、仮に施設に入所したいというご希望があったときに、施設入所の希望を否定するものにはならないかと思うので、どうでしょうか、権利明記の上で「可能な限り」というのが無くても誤解は生じないように思うのですが、いかがなものでしょうか。

○矢吹委員：これは私自身も悩ましいところで、先ほどの内川委員のお話、インクルーシブという教育の範疇と、盲ろうの専門性のこと、あるいは木村委員さんのおっしゃる「権利性」と「可能な限り」という意味での表現というのは、障害者運動の中でもいろんな意見があることは確かです。ただ、私個人の意見として言えば、「可能な限り地域の中で生きていく」のであって、どうしてもそれができない人にとってはやむを得ない事情であろうということはわかります。ただ、私らが積極的に施設に入りたいと願っている当事者が本当にいるんだろうかと考えたときに、それは親御さんなり関係者の方々の切なる思いとしての施設というのはもちろん分かってるし、そういうものが必要であることは分かるんですけども、当事者という意味での権利性から言うと、可能な限り施設に入りたいというよりもむしろ、やむを得ず施設に入るのであって、社会が良くなる、限りなく良い社会であれば、施設に入らなくてもよいのではないかと。あるいは、先ほどの盲ろう教育の専門性ということも含めると、いかにも「インクルーシブ教育」だと盲ろう教育を疎外してしまって、別のものだというふうにしてしまう危険性をはらむというのは、以前から二重学籍の提案もされてるようなことも含めて、あるときは一般教育の中で、あるときは専門教育を受けるみたいな両面性、あるいは施設なんかその利用度においてその比重を変えていくというようなことが、現実的な、これから目指す社会のあり方の一つではないかと思っているところです。これは、今まで歴史的にも障害者運動の中でいろいろ悩ましさはあったわけですが、こ

の条例の中にまで「可能な限り」と入れられてしまうと、「じゃあ、あんた方は無理ですね。これは可能じゃないですね」と言われて、終わってしまう危険性もまた一方にあるということで、そこはまた非常に難しいところかなど。私としては「可能な限り」は外したとしても、いま野々村委員のおっしゃる通りに、権利性という問題はなくなるというふうに思っています。以上です。

○**民谷委員**：民谷です。先ほどの木村委員のご提案は、「可能な限り」というのはできるだけ権利性を高めたいという意識からのご発言だったかと思えます。ただ、普段法律を見る仕事をしている立場から申しますと、「可能な限り」と法律にあえて入れる意味は、できない場合に、それは仕方ないというように、むしろ権利性を狭めるために入れると私は考えております。そこで、今回の場合、入れない方が権利性は高まると考えます。そこで私は、入れない方がいいのではないかと、そのように考えております。以上です。

○**山本委員**：山本です。私も「個人として尊重され」という言葉がきっちりと前にも明記されておりますし、私は福祉施設の職員ですが、できる限り通常の生活が送れたりであるとか、企業で働けたりすることができれば、施設というのはなくなっていくと思っているんです。そういう意味でも、「可能な限り」という言葉が入ることでマイナスになってしまう。民谷委員が言われたようなかたちが起こりえる不安の方が多いので、できればここは、「可能な限り」は入れない方がいいかと私も考えております。

○**村田委員**：私自身も施設入所の経験があるので、一言申し上げたいと思います。私自身も望んで施設に入った訳ではありません。やはり、そういう環境の住宅がなかったり、そういう環境の整備ができなかったために、仕方なく施設入所したというのが私自身の現実、経験したことです。ですので、あくまでやはり社会にそういったものがあれば無くなる訳ですから、やはりそこは「できる限り」というのは、みなさんおっしゃったように、無い方が権利性を高めるという意味でいいと思います。以上です。

○**初宿座長**：この点は、ご意見が両方ございます。ここの25頁の表現自身は、障害者基本法の条文をそのまま引用している訳ではないので、いまの文言を入れるかどうかというのは、入れた場合にどうか、入れない方がいいのかどうかというのは、矢吹委員が悩ましいとおっしゃいましたが、確かにそういう問題があるかと思えます。

○**高宮障害者支援課長**：法律の条文そのままをカギ括弧で記述して、これはあくまで法律の条文を書いているんだという整理にするのがいいのかなと思います。法律の条文を書いていますという形に修正しようと思えます。

○**初宿座長**：私もそのようなかぎ括弧で、障害者基本法第何条みたいな形で入れてしまうほうが、今の点では無難だと思います。この点、まだご意見あるかと思いますが、とりあえずよろしいでしょうか。

では、ちょっとここで休憩を入れ、その間にまたご意見が出てくるかと思えますので、一旦10分ほど休憩を取りましょう。2時10分に再開ということでお願いをいたします。

## <休 憩>

○**初宿座長**：それでは時間になりましたので、再開したいと思います。先ほどに続きまして、どうぞ、どなたからでも中間まとめ案に関するご意見、ご質問なり、ご自由にお願いいいたします。

○**民谷委員**：先ほどの障害者基本法3条の引用の話について、もう一点だけ補足で意見を述べさせていただきます。障害者基本法第3条の地域社会における共生等という部分をそのまま引用するのか、それとも今の現在の中間まとめ案の書きぶりで行くのかについても、いま検討中とのこと

です。ただ、もともと、障害者基本法の3条の規定は、障害者権利条約第19条、自立した生活及び地域社会に受け入れられること、という条文からほぼ同じような流れ、理念でできた法律だと考えております。権利条約19条には次のようにあります。読み上げます。「この条約の締結国は、すべての障害者がほかの者と平等の選択の機会を持って地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者がこの権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には次のことを確保することによるものを含む。(a) 障害者がほかの者と平等に居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと」となっております。この部分には「可能な限り」という文言が無いことから、もし障害者基本法3条を引用されるのであれば、なんらかの形で権利条約にも一言触れていただきたいというのが、私の考えです。以上です。

○高宮障害者支援課長：障害者権利条約も引用したいと思います。

○初宿座長：じゃあ今の点、「可能な限り」の文言の件は以上でよろしいでしょうか。

○村田委員：別の件なんですけど、この中間まとめ案についてです。女性障害・複合差別の中で、女性障害のことについて、ひとつの単独の分野にさせていただいたことと、現在までの中間案のまとめにかなり訂正を加えていただいたことについて、御礼申し上げます。

その上で、あらためてもう一度再度お願いしたいことは、権利条約のことで言えば、権利条約の中でも女性障害のことについてはかなり明確な位置付けで条文の制定、述べられております。当然のことながら、今までの条例について前例が無いのでなかなか取り組むことについて京都府の方で思慮されていることは充分分かってはおりますが、是非とも女性障害のことを、今回の京都府の条例に入れることによって、新たな条例の視点というものでできると思っています。それがやはり本当の意味での、すべての障害者にとっての条例の制定になってくると思っていますので、是非とも女性障害について、まとめていただいたこの中間まとめに基づいて、これから条例を作っていく上でも、きちっとその位置づけを明確に考えていただいて、制定いただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○高宮障害者支援課長：今回の中間まとめの中でも、障害のある女性の問題、さまざま出された事例を書いて、今後検討していくこととしています。また、国の障害者差別禁止部会でも一定の議論がされてますので、そこで挙げられている論点、どのように障害のある女性の問題を定義づけて確定をさせていくのかというような論点ですとか、あるいは実際に救済するに当たってはどうすればできるのかというような、いろんな論点があると思っておりますので、それも含めて今後検討してもらいたと考えています。

○初宿委員：女性障害という問題を、条文の上でどういう形でうまく入れていくか、なかなか難しい問題もあるようでございますので、引き続き検討していただきたいと思っております。

○矢吹委員：みなさんの手が挙がらないのをいいことに、私の意見書を若干説明させていただきたいと思っております。丁寧に読んでいただくのは帰ってから結構です。

前に小森委員からも名称について話があったと思っております。我々の障害者運動の中でもいろんな議論をして、なかなか差別という言葉はどう引用するのか、使わないのか使うのかということも随分議論してまいりました。ただ、今回みなさんの議論の材料になればということで、私の意見書の2頁目に条例の名称を、あくまでも提案ですので笑っていただいても結構ですが、「障害者の住みにくさあるいは生きづらさを無くし 全ての府民が等しく心豊かに暮らすための京都条例」というようなことでいかがでしょうかという、あくまでも提案です。

もちろんこれがベターかベストか、私の中ではもう次の一手が無いなという感じですが、その一言一言に込めた思いも説明させていただいております。一つだけ説明しますと、「心豊かに」というところは、お互いがお互いの存在を認め合い、助け合いで生きていくんだということについては、どういう表現でも多分いいとは思いますが、ただ「豊かに」というときに、相手

のことを許していく、なんでもかんでも100%責任追及というようなことだけではない、障害者のいわゆるスロースタート、のんびりした、あるいはゆっくりしかできない、覚えるまでに時間がかかる、そういう人たちの存在を、許すという言い方はおかしいかもしれませんが認めしていく、しかもコンピューター社会でどんどん世の中が忙しくなっていく中で、より難しいことではあるのですが、障害者と付き合うというのは非常に根気がいるし、根性があるとも思います。その意味において、お互いの存在を許していける、心豊かな存在としての京都府民、しかもその府民の中に私たち障害者自身も当然含んでいるんだということと言うと、「障害のある人もない人も」というふうに最初から明確に分けてしまうことよりも、含み含まれるお互いのものなんだというようなことを是非考えていただければと思います。この名称に最後までこだわるつもりではありませんけれども、障害者と健常者というような分ける表現だけは是非差し控えて欲しいと。

もう一つは、前例にこだわらず、千葉も熊本も、どこどこもこういう名前だったからこのままでいいじゃないですかということではなく、先進的に、先駆的に提案していく条例であればこそ、京都にふさわしいものがあるといいと思いますので、是非提案させていただきたいと思っています。

まあ、理念とか前文については、またいろんな角度からのものがあると思いますので今は省きますけれども、是非ご検討いただければというようなことを提案いたしました。よろしくお願いいたします。

**○藤井委員：**私も思うところでは、最近、役所の文書の中には必ず「障害のある人もない人も」という考え方をしてくるんですね。私はもう50年以上この障害者問題に携わって運動してきているわけですが、もともと昭和23年に身体障害者福祉法ができたときに、問題点はもともと「障害」という言葉はいったいどこから生まれたのか、当時はGHQが傷痍軍人の姿を見て、放置しているのはけしからんとして問題になって福祉法ができた。そのときに「障害」という言葉はご存じに用に「じゃまもの」なんですよ。傷痍軍人の人達はこのことに反発して「障害」という言葉を使わない、自分たちは障害者ではないんだということをはっきりと申しまして、最初は私たちと一緒に運動してきたのですが、彼らは障害者手帳は受け取らない、彼らの手帳は障害者じゃないんです。傷痍軍人の「傷痍」という言葉を表に立てて「障害」という言葉は排除してきたんです。なぜかという障害者はもともと除け者だと、家族にとっても厄介者だというのが昔からの発想なんです。だからそこから「障害者」という言葉が生まれたんじゃないかと私は思っているんです。

だから、当時の役所の人間がどういう形で「障害者」という言葉を付けたかは分かりませんが、今では聞き慣れたなじみの言葉になってしまっていますけれども、私たちから言わすと、昔は「障害者」なんて言われたことはないんです。「ちんば」だとか「めくら」だとか「おし」だとかという言葉でくくられてきたんです。ましてや家族自身が厄介者扱いをしてきた。そこから生まれたのが障害者福祉法だと私は思っているんです。

だから、今やたらと「障害のある人もない人も」という言い方をされるが、むしろ我々にとっては社会の方が障害なんです。そういった意味で我々が社会に生きていく上において全ての人達が住みよい町、住みよい暮らしができる条例、私は「障害」と言う言葉を余り外に出すのではなく、全ての人達が暮らしやすい世の中を作っていく。これが目的。

ハンデを抱えている我々に対して差別があることは事実なんです。物が片方ずつ違うと「かたちちんば」だとか平気で言うわけです。何気なしに言っているのですが、我々からしたら堪えるんです。私の妻でさえお箸が片方ずつ違っていたりすると「あっ。かたちちんばや」というんです。「何年、私の嫁さんをしてるんだよ」と言うのですが、それくらい何気なしに使う言葉が、我々の立場からすると堪えるんです。そういった問題を含めてこの条例はあらゆる差別的な問題を掲げて、このようなことが差別になるんですということが、条例で謳われているんですから、こういった問題を広く人権的に広めていくためには、やはり「罰則」ということを目的ではなく、

いかに我々が共生して生きていける社会を作るかということを目的とするなら、この条例を活かして調整機関を設けるということが肝心ではないか、罰則規定については、「罰則」というのにこだわらずに調停機関、調整機関というものを設置していく。

先ほどもうあ者の方から話がありましたように、特別教育が必要だということもあるのですが、私はもともと手話と点字は一般教育の中に取り入れるべき、一般教育の中に必須科目として手話と点字を取り入れていけば、やがて社会に出たときにろうの人も盲の人も不自由しない、途中から耳が聞こえなくなったり目が見えなくなったりしても、習っておけば不自由しない。一般教育の中に必須科目として取り入れるべきだと50年前からとらえてきているわけです。ところが当時は聾学校の先生自体が反対したわけです。聾学校でも手話は教えていないので、そのようなことを言われると困るということで、私の発言についてはものすごく反発されました。最近になって私も知ったのですが、手話そのものは当時の文部省が国語として認めていなかったんですね。だから学校で教えていなかったというのは事実なんです。そのようなことを知ってくると障害者同士でさえ分からなかった部分がいっぱいあるわけです。障害者運動をやりながら互いの障害の問題を分からなかった。こういったことを互いが勉強していくには、広く人々に我々の問題点を知ってもらう。これがこの条例じゃなかろうかと、私は思っています。

そういう意味であまり罰則にこだわらずに、いずれ皆さんにより理解をしてもらうためのしっかりとした調停機関、調整機関を設けるべきだと考えております。

もう一つ付け加えると、精神障害、知的障害となると家族自身が知らず知らずのうちに差別している問題もあります。冠婚葬祭には出席させないとか連れて行かないとかいうようないろんな問題もあるんです。まだまだ社会に広く開かれた人間になるためには、自らが開けていくという姿勢も必要ではないかと思えます。

余計なことを言いましたが、私の意見として取り上げていただきたい。

**○小森委員：**僕も条例の名称を前に出しました。もう皆さん覚えてないかもしれませんが、障害者が暮らしやすい社会になると、健常者が暮らしにくくなるというのはないと思っています。「障害者の差別をなくす」という名称がいかげなものかと言う人があれば、いくら言ってもその人は障害者差別をする人ではないかと思えます。この条例は障害のある人間が差別をされてきて悔しい思いをし、そのような社会を変えないといけないということで、それは、障害者の差別を禁止するものなんだということになっているにもかかわらず、一番重要な名前に「障害者の差別を禁止する」という言葉が入らないのを当たり前のようにここに居る皆さんが考えてはること自体が、どう考えても信じられないです。

そして、当たり前のようにこれが通るなら、永久に障害者の差別は続くんだなと、今すごく感じています。本当に障害者の差別をしないということであれば、何も恐れることなく「障がい者の差別を禁止し障がい者が誇りを持って生きられる社会京都府条例」という名称を付けてもらいたいと思っています。

そして名前を付けるのは、誰のための条例なのかという話がいつも出るはずですが、障害者が暮らしやすい社会になっていく。嫌な思いをしてきた人達が暮らしやすい社会になっていく、障害者のための条例であるのなら、障害者が名付け親になるべきです。そのことを当たり前のように認められる社会をこれから作っていこうというにもかかわらず、ここで名付け親になろうとする障害者を、それはどうだという話になるのがとてもおかしいと思えます。

それと、ここに居る皆さんも生まれたときに名前を付けられたと思えます。母親、父親、親戚の人皆さんが、すくすくと健康にと、広く大きな気持ちで、この社会で幸せになってほしいと、愛情を持って、思いを持って付けたのがここに居る皆さんではないですか。この条例が生きるか死ぬかは名前に全て係っていると思っています。この名前があつてこそはじめて魂が入る条例になると思うので、この条例は差別を禁止するんです。そして障害者が誇りを持って生きられる社会を、この京都条例という形の名称を付けてもらえたら大変うれしいです。

○高宮障害者支援課長：名称の問題は非常に重要だと思っております。ただ、名称の議論については条例の内容の議論をしたあと、その内容にふさわしい名称を検討していただきたいと思っております。ですので、中間まとめを取りまとめて、その後、条例の構成・内容の議論をして、一番最後に名称の議論をしていただくと、いうように流れを考えております。

○初宿座長：確かに条例の名称をどうするかというのは重い議論であります。今後の進め方の説明があったように、最後の段階で議論するということにして、本日は中間まとめに関してご意見をいただきたいと思っております。

○粟津委員：高宮課長からありましたように、今後、最終条例を作っていく後半戦の中で、最終まとめに向けて名称の問題であるとか、いよいよ条例の本文、中身等、次のステップに入っていくと思っております。

今日のところはこの間の論議の中間まとめということで、十分に全部読み切れているわけではありませんが、今日私が感じたのは、もともと差別をなくすというところでは取組がはじまって、差別の事例、現実が京都でもそうですし世界的にもまだまだある。それをなくしていこうというのが始まりだったと思っております。

この間私たちは障害者に対する差別ということで論議していますが、差別の事例は障害者に限らずいろんな場面で起こっていると思っております。国籍であったり、男女であるとか、性的なマイノリティーとか様々な分野があると思っておりますが、大多数と少数という構造になっていてこの間論議に出ているように日本でも障害者に対する差別があったのは圧倒的に少数でもありますし、社会構造そのものが障害者でない人達が作ったという歴史があったかと思っております。ですから今まで論議されてこなかったですし解消されていない。やっとうこういう場ができて私は入り口に立っているのかなあと、いよいよこれから変わっていくのかなあとという思いがあるんです。ですから一長一短がありなかなか変わらないですし、かといってそこでそれぞれの立場が出てくることでそれが対立構造になれば、なすますこれはなくならないと思っておりますので、共生社会をどのようにとらえるかというのがありますが、社会の方が変わらないといけないというのは権利条約の中身でもありますし、この中間まとめの「おわりに」のところにも、社会の方が変わっていかなければいけないという表現がされていて、条例としても決意表明というか前向きな感じを持っています。

ただし、時間がかかるのは間違いないですし、やはり民主主義のルールに則って話し合いで解決しようとするれば多分膨大な時間はかかると思っております。ただ、変わる方向には進んでいくのかと思っておりますので、こうした議論がこの場もそうですし、タウンミーティングもそうですし、今回中間まとめがされて、是非マスコミも含めて府民に幅広く知らせていって、我々も語らないといけないし、いろんな場面でそういう語らう場を作って最終まとめができて、何とか条例として成立させて、京都から発信させていけるような形ができたらと思っております。

今日の論議を聴いていて、いろんな立場からすると、なかなか一本にはまとまらずに、悪くいえば玉虫色のなまとめにおならざるを得ない。基本法もそうですが、しかし、私はちょっとずつでも進んでいるという思いはありますので、厳しい論議になると思っておりますが、出し合うことも大事と思っておりますので、京都でのこういう経験を、確実に進んでいるなということを経験して進めていけたらなど、端からの感想みたいになりましたが、すごく力強く思っています。

○山本委員：意見書を出させていただいたのですが、今日は中間まとめということで、いくつか的を絞りたいと思っております。

第三者機関の設置について今後どういう形になるのか話し合っていく場があるかと思っておりますが、調査や勧告についてはそのときに話をさせていただくことにして、第三者機関の権限について1点ここに具体的には書いていないので付け加えたいのが、先ほど部会の報告の時に言わせていただいた、外からの風というか、調査が中に入っていくという部分をお話したいと思っております。

それは、先日、福岡で障害者をターゲットの的にしたという報道がされていたと思っております。驚かれ

る方が多いし私も驚きましたが、現実そのようなことが起こっているということは、実は珍しい、昔から、カリタスの家の事件とかサングループ事件、精神分野では大和川事件からはじまり最近では箕面ヶ丘病院とつい最近まで虐待事件というのはあります。

これらの事業所はどんな重度な障害を持っている人でも受け入れてくれると評価をされている一面もあったわけです。しかし、施設や病院という密室の中で事件は起きていた。聞き取り調査を行うと、職員も知らず知らずのうちにそういう流れの中にまかせてしまったり、おかしいと思ったけど意見が言えずにそのまま自分もやっていたということが報告されています。

そういう中でやはり外から見ていく風というのか、密室にならない状況を作るのが防止策だと思います。そういう意味でも第三者機関を設置するときには日頃から事業所とか施設など密室になるところは外からの風が入るようなシステムがあると良いと思います。

近隣で活動されている例として大阪の精神医療人権センターが参考になると思います。大阪精神医療人権センターが中心になり病院での虐待であるとか環境整備をするのに、どのような環境があるかということ当事者の方と専門の方がコンビを組んで訪問活動をされています。こういった活動によって改善されてきている点がとても大きいので、第三者機関の設置の時には参考にしていければいいなと思っています。

それから、この間の部会の時にも話が出ていたのですが、政治参加というのがとても大事な項目だけど、なかなかこの検討会議で出てこなかったということで、意見書にもあげさせていただいています。成年後見制度を利用することによって選挙権がなくなるという項目以外にも、盲ろうの方がなかなか選挙で投票することができない、実質的にできない状況があったり、施設に入所中、入院中の方などが投票に行くことが、なかなか大きな壁があって、投票に行く機会がないという事例があります。検討会議の中でも一度このあたりを話すことで分野の項目にあげるなり、何かしらのことをしなければならぬ重要な点と思っています。

その他の部分に関しては、田尻委員の代理で来られている野々村さん、村田さんから意見書が出ていますので、バトンタッチするのが良いかと思いますので、これで終わります。

**○初宿座長：**政治参加の話や第三者機関の設置と権限の話ですが、資料2の委員提出資料の中にございますので、また読んでおいていただきたいと思います。

**○野々村代理委員：**京都府視覚障害者協会の野々村です。村田委員と連盟で意見書を出させていただいておりますので、少し発言させていただきたいと思います。

今回、中間まとめを書きかえるにあたってかなり私たちの意見を取り入れてくださってありがとうございます。中間まとめ案の28頁に「政治参加、自己決定、地域生活ということ、それから包括的な障害を理由とした差別を禁止する規定を設けるべきとの意見があった。」と書いていただいておりますが、一文にとどまっているところがあります。

国の差別禁止部会では10の分野ということで、政治参加の問題や家族の問題について書かれていまして、検討部会の場では政治参加ですとか、性と生殖、家族の問題というのも出て来ているのですが、検討会議としてはこのような問題についての議論が出て来ていないということを踏まえて、今回、少し議論いただければありがたいということで資料を出させていただいております。

政治参加については民谷委員から資料が出ておりますので割愛しますが、性と生殖、家族形成に関して具体的にこのような意見や体験が検討部会からも出されていますので、こういった意見を何とかくみ上げていただけるようなことがあればありがたいと思っています。

なお、家族形成ということにつきましては、障害者権利条約の中でも書かれておりますし、また大分県では案の段階ですが、具体的に条文に入れていくべきという声が出ているということも、踏まえて行く必要があると思っています。

それと、政治参加と家族のことだけではなくて、やはりこの分野に入らない差別事象を包括的に取り上げるということについても、もう少し踏み込んだ書き方をさせていただけるとありがたい

と思っております。

○**矢吹委員**：野々村さんの意見とかぶるかもしれませんが、私の意見書にも若干ふれましたが、日本語の言葉の意味というか、ちょっと切ないところがあるのですが、「その他」と書いてしまうとやはりいつまでも「その他」なので、今まで10分野で議論してきていると思いますが、それでも、どうしても議論のできない、あれもある、これもあるとどんどん出していく中で、書き尽くせないものがたくさん出て来ます。それをどうすればよいかというときに、「包括的分野」というような名称で、将来、見直していけるような余裕を持った、一つの項目にあげるあげないといった議論よりも、中身の問題としても深めていける可能性、未来性を持った条文の方がいいだろうと。「その他」というと、「ついで」という感じになってしまいますので、今出たような家族の問題とかいろんな地域の問題、冠婚葬祭の問題など様々な状況がある中で、包括的分野として1項目あげていただければ、なお明確になるのではと思います。

○**民谷委員**：意見書を提出させていただきましたので、一言だけ意見を述べさせていただきます。資料2委員提出資料の1頁からの私の意見書をご覧ください。私の意見書では、政治参加、参政権についてもできれば議論していただき、そして何らかの形で条文の中で定義か、どこかに触れていただきたいという意見書です。

参政権、特に選挙権というのは民主制の根本的な根幹をなす、非常に重要な権利だといわれています。そして、それを実質的に行使できないということになれば、まさに市民が1級市民と2級市民に分けられてしまうのではないかと私は考えています。差別禁止部会、つまり国の差別禁止法を議論している部会においても参政権については1つの分野として大きく取り上げられております。投票所における具体的な投票自体だけでなく、政見放送や選挙情報の提供といった、前段階からを含めて、しっかりと合理的配慮をすべきという意見が述べられております。先ほど意見を述べられていましたが、成年後見制度を使えば選挙権がなくなるという問題がクローズアップされていまして、本日、東京地方裁判所で違憲判決が出されたというニュースが流れてきました。どちらかというこの問題は、国の法律で解決されるべきものかと考えます。ただ、少なくとも具体的な投票所における合理的配慮の部分ですとか、それ以前の段階の選挙情報における合理的配慮の部分については、京都府においても十分取り上げられるべき事項だと考えられます。先ほどの違憲判決も、選挙権の重要性を示したものという意味では参考になるかと思っております。

京都府の方でもこの間、ご配慮していただいて中間まとめをまとめていただいていることは私も重々分かっておりますので、いまさら論点を増やすのは申し上げにくいところですが、なんとか取り上げていただければと思っております。

○**初宿座長**：法律で決める部分と自治体単位で配慮できる部分と両方あるかと思っております。前者の方はなかなか難しい問題でしょうが、後者の方をどのように考えていくかということ、ここでの関連の問題かと思っております。

○**野々村代理委員**：先ほどの家族形成の部分で少し言葉足らずだったところがあると思っておりますので、もう一度発言させていただきます。障害者にとって家族から受ける差別というのはなかなか逃げ場がないということもありますし、男性として見られない、女性として見られないというのは、やはり人間として生きる上で人格を尊重されるか否かという大変重要な部分でもあります。また、女性障害とも関わってくる部分ですが、出産、子育てあるいは婚姻というのも大きな部分であります。ただ、家族の中での問題というのは条例でどうこうしにくいという部分があるのは確かだと思います。ただ、府民の意識が変わっていくことで家族形成の問題であったり、男性として生きるとか女性として生きるとか、もっと多様な性として生きるといったことも変わってくるだろうと思っております。ですので差別の未然防止ですとか、あるいはどのような共生社会を目指していくのかといった部分で、少しでも取り入れていただければ、ありがたいというふうに思います。

そして、一人の人格を持った人間として、家族の一員としても安心して生きられるという権

利が等しく府民にあるんだということが明示されればありがたいと思います。

○**矢吹委員**：課長さんをはじめ京都府の方でこれだけのものをまとめてくださった後、私らが読み切れていないのかなあという懸念もあり、一言一句ということになると読み切れていない部分があるだろうと、どこでどう手を挙げて発言したらよいか、というもったいない時間になるのではないかと。私自身は、いまさらで申し訳ないのですが、第三者機関についてはあまり触れた項目というのがないように思います。罰則規定は随分細かく両論併記で載せていただいているのですが、その罰則規定の前提になるような調停機関どんなふう、組織上の仕組みの問題で条例の本文の問題ではないかもしれませんが、施行細則の段階なのかなと思うのですが、第三者機関の持つべき役割、方向性のようなものはどこかで明記しておくべきなのではないかと。しかも、熊本県では第三者機関に専門員というものを4名おいてやってきていると、一般の相談支援センター云々のところに業務委託するというような生やさしいものではとてもできませんということを実際にやっているということを知っています。見落としがあったら申し訳ないのですが、第三者機関の方向性なりあり方、もし本当にするとなればかなりの予算化も必要であろうという予測になるのですが、予算の金額はともあれ、そういう方向性はどこで誰がもつのかというようなことが気になっております。

○**高宮障害者支援課長**：29頁のところで公平・中立な立場での第三者機関が当事者双方の間に入って事後解決を図る仕組みを構築する必要があるということを書いており、熊本がやっているような内容については（ア）の相談・調整で、まず、身近なところでの地域レベルでの相談・調整窓口、それと専門的な見地から相談・調整を行うことができる広域的な相談・調整窓口という二つを設けることが必要と、おそらく先ほど熊本の4名のというのは広域的な相談・調整窓口のことかと思っております。

さらに30頁では相談・調整だけではなく合議体の専門委員会を設置する必要があると、その専門委員会の行う内容については関係者に対する必要な調査、必要な助言・斡旋ということを書いております。そして専門委員会の構成メンバーについては30頁の（イ）で障害のある人、家族、それから様々な立場の関係者を入れるという記述にしています。

○**矢吹委員**：私が読み残したというよりも、読んだはずなんですけど、「必要がある」という表現がなにかさざらっとしてしまっていて、とても不安なところなんです。誰が決めるのか、この機関を京都府が、例えば障害者支援課に置くのかどこに置くのか、そこらへんの様子というのが見えなかったということがありました。

○**初宿座長**：「必要がある」という表現ですが、構築するということですね。

○**高宮障害者支援課長**：まずは条例の内容を検討して、条例を制定するという順番になりますので、それを踏まえて対応を考えることになります。

○**藪副部長**：ただいまの第三者機関につきまして、いろんな方の意見、そうした意見を大切にしていこうということはもちろんです。ただ、これは条例ですので府議会の議論を経て議決を得られて初めて成立すると、そのようなプロセスのあることはご理解をいただきたいと思っております。

○**栗津委員**：そういった意味では、今日は中間まとめに意見を出して最終まとめとして公文書として出されると、また、市民、府民に向けてもパブリックコメントを含めて大きく公表していく。最終のまとめとしてまたそれを加筆したものが出されて公文書として出されていくと。

最終、条例として成立したときには国の法律もそうだと思いますが、条例の文というのは味も素っ気もないと言うと失礼ですが、それは有効なものであると思うんですけどかなり読みにくいし、非常に法律的な文章になると思うんです。ですから、そういう意味では条例そのものも大事ですけど、中間まとめとか、最終まとめというのは非常に大事かと思っております。これは、まとめとして両論併記もある中で全てが条例には反映されないことがあり得るかもしれないんですけど、たくさん意見があったということもきちっと全部残しておいて、条例は未来永劫のものでないですからまた変わることもあるし、これを読んだ府民の意識が変わることもあると思うので、そ

ういう意味ではこの中身の文言というのは非常に大事と思うし矢吹委員が言われたようなことも含めてたくさん書いていって、できれば条例で反映されない部分があり得たとしても、また最終まとめの中でそういうことがしっかりあれば、それは必要であるというのは多分次の検証の時にすごく大事になると思いますので、今日はまだ中間ではあると思いますが最終まとめに向けては我々の側もしっかり、なかなか時間もないですし作る京都府のほうも大変と思いますが、そういう形で是非大事にしたいと思います。

○初宿座長：条例制定そのものは私たちの権限ではありませんが、矢吹委員の意見に関しますと今の段階では私たちとしてはこういう言い方以上には難しいだろうということかと思えます。

だいたいご意見も出尽くした感じですので、3時半までの予定でしたが、少し早いですが、ここで今回の会議を閉じさせていただきたいと思えます。